

要望書本文

第一章 子育て支援策の充実で安心して子育てできる川崎を

子育て支援策の最大の意義は子どもの命と権利を守ることです。同時に、市の税収入の47・2%を個人市民税が占めている本市にとって、親と子に長く定住してもらえような街づくりを進めることは、市そのものの存続にも関わります。2022年6月議会での我が党の質問に対し、市長は「出産、子育てから青年期に至るまで、成長発達の段階に即して切れ目のない支援を総合的に進めていくことが必要である」と答弁しましたが、その実現にむけて市民の切実な要求に応えることを要望します。

岸田政権は「こどもまんなか社会」を掲げ、2023年4月に子育て施策の司令塔としてこども家庭庁を発足、同時にこども基本法も施行されました。しかし、主要7カ国の中で最悪となっている日本の子どもの自殺率や、いじめ、不登校、児童虐待といった問題が増加するなかでも、子どもの権利条約にも国連子ども権利委員会の勧告にも向き合わず、対応を放置してきた反省は示されませんでした。当初「こども庁」とされていた名前に「家庭」が追加されたのも、こども基本法の理念に「家庭が基本」と記されたのも、子育ての自己責任、家庭責任を求めかねないものです。虐待や貧困、ヤングケアラーなど、家庭の中で苦しむ子どもたちや保護者をさらに追い詰める懸念ものこります。

また「次元の異なる少子化対策」として本年6月に「こども未来戦略方針」が発表されましたが、その中身は若者や子育て世代が切実に願う高等教育費の抜本的な負担軽減や無償化の方策も、若い世代の所得を大幅に増やす具体的な手だても示されていません。報道各社が行った世論調査では、異次元の少子化対策を「評価しない」という回答が

過半数を超え、国民からも期待されていない状況が明らかになりました。

国の子育て支援策が進まないなか、各自自治体は独自の施策をつぎつぎと発表しています。東京都は0歳から18歳までのすべての子どもに対し、ひとりあたり月5000円を所得制限なしで給付すると発表しました。政令市では、2023年4月から静岡市が所得制限なく第2子の保育料を完全無償に。8月からは福岡市がおむつの無料配布事業を始めました。いずれも政令市では初めてです。川崎市も、市民が長年求めてきた小児医療費助成の対象が小学校卒業までから中学校卒業までへと拡大し、所得制限の撤廃も決まりました。2024年からは産婦健康診査事業が始まります。子どもの遊び場を確保するみんなの校庭プロジェクトも、2023年度以降に市内すべての学校での実施が見込まれています。

しかし、こうした嬉しい進歩があったなかでも、本市の子育て支援は依然として遅れをとっています。子育てをしている人からは「できることなら東京に引越したい」「川崎市で子育てをするメリットはない」などの声が寄せられています。本市の2022年10月1日時点の市外への転出超過数をみても、0歳から14歳までは2775人、30代から40代までは4917人となっています。子どもとその親世代の人口の1・2%相当が川崎市を離れているのが実態なのです。

産後ケア事業の利用料は他都市よりはるかに高く、日帰り型と訪問型は利用できる時間も短いまです。本年度4月の時点で認可保育園に入りたくても入れなかった人は974人で、受け入れ枠の不足はまだ解消されていません。第2子の保育料の無償化も進んでおらず、私立幼稚園の3年間の自己負担額は、入園料と保育料で約35万円、その他制服代、教材費、バス代などで約50〜60万円にものぼります。

小学生の放課後対策も改善が必要です。川崎市のすべての小学校に設置されているわくわくプラザは、放課後子供教室と放課後児童健全育成事業を一体的に実施しているため、大規模化とそれに伴う生活の場としての質の低下が深刻で、学童保育として機能しているとはいえない状況です。一方で、20政令市中15政令市がおこなっている民間学童保育事業への補助は行われていません。わくわくプラザがつまらなく感じる子や、行き場がなく家の中でひとりで留守番をする子、また子どもが小学校にあがるタイミングで仕事を辞めざるを得ない親もいます。

経済的支援も課題です。本市の高等学校奨学金制度は利用の際に成績要件を満たす必要があります。子どもの学ぶ権利を保障するために、成績を問わず学ぶ意欲のある生徒を応援する制度に改めるべきです。

小児医療費助成制度は前進があったものの、小学4年生から始まる5000円の窓口負担は残っています。対象年齢

も全国の自治体の半数以上です。すでに18歳まで引き上げられており、本市もさらなる拡充が求められています。50年にも渡り、ぜん息をもつ子どもの命を守ってきた小児喘息医療費支給制度の廃止が決まったことも重大な問題です。

(二) 安心して出産できる環境を整える

1 経済的負担の軽減

- ① 川崎市の妊婦健康診査費用の助成制度は、14回で合計8万9千円までを助成するものとなっている(2万1千円券×1枚、8千円券×3枚、6千円券×2枚、4千円券×8枚。多胎児の場合5千円券×5枚を追加)が全く足りておらず、全国平均の10万7千792円から見ても大きく遅れている。出産祝い金など、支援金を出す。
- ② 神奈川県の出産費用は全国平均を約6万円上回る56万4千174円となっている。国民健康保険の出産育児一時金の支払額は2023年4月より50万円に引き上げられたが、依然として自己負担が発生する。出産費用の軽減のために市としての上乗せを行う。
- ③ 経済的な理由で病院等での出産が困難な妊産婦に対し、公費助成を行う入院助産について、市立川崎病院と多摩病院が引続き積極的に受入れを図る。現在、指定病院は市立川崎病院、多摩病院、助産院1カ所の3ヶ所しかない。指定病院を増やす。お金が心配で出産を諦めることがないよう制度を広く周知する。
- ④ 2022年から一部の不妊治療が医療保険適用となり、治療へのハードルが低くなったがさらに経済的な負担の軽減をすすめる。不育症に係る医療費の一部助成を実施する。

2 医療体制の充実

- ① 産科医の確保に全力を尽くし、分娩医療機関を新設・増床・再開する。無痛分娩、和通分娩が安心してできる分娩施設を整備する。
- ② 川崎市立川崎病院で実施している、助産師が妊婦健診を行う助産外来について、助産師の人材確保を積極的に図り、充実を図る。
- ③ 川崎市のNICU病床数は出生1万人あたり31・1床で、全国平均の出生1万人あたり40床よりも少ない。さらなる新設・増床を進め、ハイリスク妊婦の救急体制や母子の救命に力を尽くす。

- ④ 川崎市の助産師数は増加傾向にあるものの、人口10万人対の助産師数は全国よりも低い。助産師の確保に尽力する。また、2022年4月開学した川崎市立看護大学に助産師の養成学科も設置する。
- ⑤ 分娩を取扱う助産所の開設に必要な嘱託医、嘱託医療機関の確保及び嘱託医療機関に必要な支援などについて、助産師会と協議する。

(二) 出産後の母子支援を充実し、安心して乳児期の子育てができる支援体制を充実する

1 産後の育児をサポートする体制の充実

- ① 各区の地域みまもり支援センターの地域支援課・地区支援係に助産師を1名以上配置する。地域支援担当をになう保健師を増員する。
- ② 妊娠・出産に関わる経済的支援として、世田谷区や目黒区、府中市などが行っている産後健診や育児相談、母乳相談、産後ケア等を気軽に利用できる補助券（川崎市育て応援券）の取り組みを実施する。
- ③ 産後ケア事業について
 - ア. 急性期の母子の安全・安心を守り、より充実した母体ケア、乳児ケア、育児相談、育児指導を行うために産後ケアスタッフの増員など体制を整える。
 - イ. 自己負担額を現在の宿泊型1泊15000円、訪問型5000円、日帰り型4000円を横浜市なみに軽減する（宿泊型1泊6000円、訪問型5000円、日帰り型2000円）。現在2分の1助成の住民税非課税世帯も、生活保護世帯同様に自己負担なしとする。
 - ウ. 訪問型、日帰り型の利用対象を1歳未満までに拡充する。また、利用時間がそれぞれ90分ずつとなっているが、大幅に延長する。
- ④ 「産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業」について、
 - ア. 利用料金を引き下げ、利用できる回数や期間を拡充する。例えば福岡市では、料金は1回あたり500円（生活保護世帯・市民税非課税世帯は免除）、回数は産前10回・産後20回（第2子以降で、出生時点できょうだいが未就学の場合は最大40回まで）、期間は1歳までとなっている。
 - イ. 新型コロナウイルスのため里帰り出産できない方への対象拡大を継続する

ウ 主な保育者が父親などの場合もあるため、母親以外も利用しやすいよう改善する。

エ 現在、利用できる場合が「体調不良等」に限られているが、他自治体では体調の良し悪しに関わらず、支援が必要であれば使えるものとなっている。本市も同様に利用条件を緩和する。

- ⑤ 妊娠・出産SOS事業の電話・メール相談、オンライン相談に対応する助産師の体制を拡充する。LINE相談ができるよう体制を整備する。

2 新生児から幼児期までの子どもの健康と安全の保障

- ① 「新生児訪問事業」および「こんにちは赤ちゃん事業」は4ヶ月未満の全ての家庭の実施をめざし、継続的に母親へのきめこまやかな育児支援や育児相談にのる。未実施の親子への訪問など支援体制を強化する。

- ② 母子訪問指導料は、増税や物価高騰があるなかでも10年以上も4000円（消費税込み）のままとなっている。母と子2人分の健康診察と指導をおこなっているため、訪問指導料を8000円へと増額する。

- ③ 3～4か月健診が民間医療機関に委託されたことにより、新生児訪問事業との連携、未受診者の状況把握、育児や家族に関わる丁寧な相談の対応などが課題となっている。市として実態調査を行う。

- ④ 直営の1歳6ヶ月児、3歳児健診では、未受診者を把握し訪問を行う。育児相談に丁寧のり、虐待や育児不安など悩みのありそうな親子について関係機関と連携しつつ継続した支援を行う。

(三) 地域の子育て支援をになう地域子育て支援センターを充実させる

- ① 乳幼児が安心して遊べる環境が備わっている保育園併設の地域子育て支援センターを増設する。

- ② こども文化センターを活用した連携型の地域子育て支援センターについては、乳幼児の遊べる環境を整え、専任の専門職種を配置する。

- ③ 旧公立幼稚園舎と園庭を活用した「単独型地域子育て支援センター」は全市で6カ所あるが、施設管理の点からも同センターに担当係長を配置する。

- ④ 土曜日に利用できる地域子育て支援センターは、川崎区と麻生区に1カ所ずつしかない。平日働いている親子も利用できるよう、土曜日に開所している場所をふやす。

(四) どの子ども安心して医療が受けられる制度を整える

① 小児医療費助成制度について

ア 所得制限なしで通院・入院医療費の助成対象年齢を18歳まで拡大する。

イ 小児医療費助成の小学4年生以上の窓口一部負担金(1回上限500円)を廃止する。

② 小児喘息医療費支給制度について

ア 制度の廃止を撤回する

イ 2024年3月31日まで新規申請が行えるので、医療機関や薬局等を通じ、申請の徹底を図る。

(五) 保育事業の充実をはかる

1 認可保育園について

① 増設と受け入れ枠の確保について

ア 2023年4月時点で本市の待機児童はゼロだったが、認可保育園に入りたくても入れなかった保留児童数は1523人いた。1次調整後、内定をもらうことなく申請を取り下げた人も369人いて、育休の延長を目的に利用申請した918人を除いても合わせて974人が認可保育園に入れなかった実態がある。利用申請者数も、3649人と過去最高で、今後も多くの需要がみこまれる。こうした実態に則して、認可保育所の整備計画を拡充する。

イ 整備の際は、公有地や民有地を活用し園庭のある園を主流にする。全庁あげて市有地を活用し、未利用地のほか、市営住宅の建替え時、保育園の仮園舎の跡地なども対象に検討する。国有地・県有地が利用できるよう国及び県に積極的に働きかける。

ウ 市の再開発事業の際には、計画段階から認可保育所の整備を位置づけ、事業者と積極的に協議を行い、特に底地を市が所有している場合は、等価交換して、園庭も確保した認可保育園の整備を必ず行う。

エ 民有地を借りて認可保育園を新設する社会福祉法人に、土地の賃借料の補助を拡充する。

オ 戸数50戸以上の共同住宅を建設する際に、総合調整条例による保育所整備についての指導助言を引き続き行う。「川崎市保育所等整備協力要請制度要綱」に基づき、特に保育所整備を必要とする駅前地域に、床面積60㎡以上の世帯向け共同住宅（戸数50戸以上）の建設を計画する開発事業者に対し、保育所の整備を積極的に要請する。

カ 一時保育を段階的に増やす。

② 認可保育園への営利企業の参入は、保育所の継続性と保育の専門性から安易に進めるべきではない。児童憲章、児童福祉法、子どもの権利条例にもとづく保育が実施できるのか厳しくチェックする。株式会社立の保育所の本部・本社への資金の移動を行う場合の具体的な手続きを定め、用途の確認を行い、社会福祉法人の会計基準に準拠した資金収支計算書等を提出させる。

③ 障がい児等の保育所への入所について、こども子育て支援法30条の「正当な理由」を盾にした恣意的な拒否が行われないよう、施設側の応諾義務について引き続き指導する。

④ 園児や地域の乳幼児の健康や栄養・食事の相談指導のためにすべての保育園に看護師や栄養士を配置する。

⑤ アレルギー除去食を実施している民間保育園に栄養士等の職員増員の補助を引き続き行う。

⑥ 乳幼児の生活する場として安全点検を常に実施する。大規模改修予算及び小破修繕予算を大幅に増額し、必要な修繕は直ちに実施する。備品費も増額し必要な備品を整備する。

2 公立保育園について

① 公立保育園の民営化の完了にあたり、公立保育園のあり方や果たす役割や民営化についての検証を行う。公立保育園は各区3ヶ所となっているが、就学前人口の増加に伴い民間の保育所が急増している中原区、高津区、幸区は公平性の観点などから公立保育所を増やす。

② 各区の公立保育所のセンター園となる「保育・子育て総合支援センター」に、地域の子育て支援や、民間保育所への人材育成支援などを担う職員など、必要な人員を確保・増員する。立て替えや長寿命化にあたり、園庭の確保をしながら研修室や相談室、職員室の拡張等を図るなど、担う役割にふさわしい環境を整備する。

③ 医療的ケアの必要な乳幼児の受入れの際に保護者と十分に話し合い、医療機関、嘱託医と連携をとるとともに、看護師を独立配置するなど園側の体制をしっかりとった上で進める。看護師を複数配置して延長保育を行

い、医療的ケアと仕事が両立できるようにする。

- ④ 給食業務の委託化について質の低下につながるよう検証し、保護者の意見要望に応え委託を安易にしない。
- ⑤ 老朽化した公立保育園の修繕を急ぐ。

3 地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育等）について

- ① 「取扱要綱」で、努力規定とされている部分について、実質確保できるよう指導する。経営が成り立つよう支援する。
- ② 引き続き、認可保育園と同等の職員の上乗せ加配を行う。
- ③ 引き続き、連携施設の確保を行う。連携施設確保への行政のサポートを実施する。
- ④ 嘱託医による乳児健診を、連携施設ではなく地域型保育所でも受けられるようにする。
- ⑤ 集団保育の提供や合同健診など、連携保育の内容が確実に図られているかを市が把握する。マッチングや経営支援など地域型保育事業者の運営についての相談に親身になる。
- ⑥ 加点などの利用調整を行い、地域型保育所を卒園した児童が確実に継続して保育を受けられるようにする。

4 認可外保育施設について

- ① 川崎認定保育園に対して、少子化に伴う保育ニーズの減少や物価高騰による経費の増大が園の運営を圧迫していることから、財政的支援策を充実する。
- ② 川崎認定保育園、おなかも保育室、地域型保育園から子ども子育て支援新制度への移行にともなって、必要な施設整備費、保育士確保への支援を引続き行う。

5 多様な保育のニーズに応える事業の充実

- ① 現在、病児保育を4区で実施、病後児保育を3区で実施しているが、医療体制の充実を図りながら現存する病後児保育施設を病児保育へと転換し、全区で病児保育を実施する。横浜市のように対象を小学生まで拡充する。
- ② 地域での「孤育て」の解消を図るため、保育要件を満たさないいわゆる「未就園児」を受け入れる保育施設に対し、補助制度を創設する。その際、すでにそうした子どもを受け入れている川崎認定保育園も補助制度の対象

にする。

6 保育士の処遇改善を充実させる

- ① 保育所等で勤務する保育士等の職員を対象に、国の処遇改善加算に上乘せするかたちで市独自の処遇改善加算を行う。引続き市単独で加配職員分の加算を増額する。
- ② 国に対して、①全産業の平均並みの賃金を保障する公定価格の設定、②勤続11年以上の昇級財源を確保し経験を積んだ職員の抜本的な処遇改善、③児童福祉法の最低基準を改定し保育士等の配置を厚くすることを強く要望する。

③ 国の保育士宿舍借り上げ支援事業について、国に全法人が利用できる制度のあり方や補助内容、補助対象の保育士をさらに拡充するよう要請する。市が行う保育所等宿舍借り上げ支援事業を拡充する。

④ 保育士の資格取得支援事業を継続する。

⑤ 税金である委託費のうち、人件費分が株式会社等の内部留保や他の事業に回される危険性が指摘されている。使途制限を設けるよう国に強く働きかける。また、市独自で委託費の弾力運用の影響を抑える仕組みをつくる。

⑥ 保育士市加算の算定基準の見直しにより、人件費削減となった施設があった。職員配置の算定方法について、国の算定方法への見直しを撤回し、市独自の算定基準に戻す。市加配保育士の充足率100%を目指す。

⑦ 園外活動時の見守り等の保育支援者について人件費を補助する川崎市保育体制強化事業を継続して行う。

7 保育施設の安全性と透明性を確保

① 監査体制の強化について

ア 全施設に年1回以上の実地による指導監査が求められ、監査の対象施設が増加する中でも、引き続き保育士等の専門職と事務職の2名体制で実地による監査を実施する。

イ 「幼保無償化」にとめない、認可外保育施設の質の低下が懸念されている。認可外保育施設の監査について、公立保育園園長経験者などの民間保育施設指導員が1施設につき2名体制で年1回全ての施設の立入調査を実施しているが、施設の増加に見合う体制を整える。職員配置、有資格者の人数、保育内容などに係る指摘された事項については、改善が経常的に認められるよう、指導を継続的に丁寧に行う。

ウ 抜き打ち監査なども含め、問題のある施設については監査を徹底する。

エ 子ども子育て新制度の施設について、給付費の使途、職員定着率などの情報を毎年公開する。

- ② 保育関連業務の増大から、こども未来局子育て推進部、地域みまもり支援センター児童家庭課等での業務が煩雑膨大になっている。担当職員の増員と研修を充実させ、市民の不安解消も含め丁寧な対応ができる体制を整える。今後も認可保育所数、定員、利用申請数等の増大に伴い業務の多忙化が予想されるため、職員の増員を図る。

8 利用者の費用負担を軽減する

- ① 川崎市の保育料は中所得層から他都市に比べ高額になる。市民の負担軽減をはかるため保育料の引き下げを行う。低所得者への減免を行う。

- ② 第2子の保育料については、ひとり目の年齢を問わず、所得制限なしで完全無償にする。

- ③ 公定価格を超えた部分について保育料以外の実費及び上乗せ徴収が原則自由となっているが、すべての子どもに平等な保育を求めるためにも保育料以外の徴収について市は認めないこととする。

- ④ 安全で平等な保育を保障する公定価格の設定と増額を国に対し要望する。

- ⑤ 給食費については他の自治体で実施されているように主食費・副食費とも無償とする。

9 新型コロナ対策について

- ① 保育所に対し、引き続き新型コロナにかかわる「かかりまし経費」への支援を行う。

- ② 保育所で働くスタッフについてコロナ感染の疑いがある場合は、PCR等の検査が受けられるようにする。

- ③ 保育園の職員や利用者に対し、定期的かつ頻回のPCR検査等を実施する。

(六) 豊かな幼児教育を保障する

- ① 幼稚園の無償化の基準は年額30万8400円となっているが、川崎市の私立幼稚園の平均利用料はこれを上回っている。実際に無償化ができるよう、助成額の拡充を国に求める。当面の間、市も独自助成を実施する。

- ② 私立幼稚園の入園料10万円の補助制度を創設する。

③ 私立幼稚園の保育料が払えず入園できない子どもがいないかの調査・相談を行い、必要な支援策を講じる。障がい児受け入れのための人的保障の支援の増額を図る。各区の入園要望があるのに入園できない場合の相談にのる部署を明確にする。特に子ども・子育て新制度に移行している幼稚園については、障がい児の受入れ先の確保を保障する。

④ 利用者が増えている預かり保育の助成額を増やし、保護者負担を軽減する。

⑤ 子ども子育て支援新制度以外の幼稚園について、1学級35人という定員を少人数に改善するよう国に要求する。

⑥ 幼稚園で勤務するスタッフがコロナ感染の疑いがある場合、県と連携し速やかにPCR等の検査が受けられるようにする。

⑦ 幼稚園の職員や利用者に対し、定期的なPCR検査を実施する。

(七) 児童虐待を未然に防止し子どもの人権を守るための制度や機能の充実を図る

① 地域みまもり支援センターについて

ア 児童虐待の通告にあたり、原則48時間以内に安全確認を確実にを行うための組織体制の整備に引き続き取り組む。原則複数対応が可能になるよう人員増をはかる。

イ DV被害者の相談にあたる女性相談員の勤務を常勤化する。DV被害に関わる総合相談窓口は非常勤の相談員2名体制で受付は16時半までとなっている。本市独自の夜間休日の緊急なDV被害の相談体制を整備する。

② 児童相談所について

ア 児童福祉司と児童心理司について、国の配置基準を満たすよう配置をする。

イ 児童相談所の相談員等は専門性、継続性が求められるため、会計年度任用職員としてではなく正規雇用で体制を確保する

③ 一時保護所の充実と体制強化

ア 児童相談所における一時保護所の定員超過が常態化し「2人部屋を3人で利用する」「居室ではない部屋を転用している」など子どもへの負担が懸念される。中部児童相談所の改築が進められているが、共用開始は2025年度の予定となっている。緊急に増改築を前倒しすることや民間住宅を借り上げるなどして、子どもが安

心できる保護所を早急に確保する。

イ 増改築の際に男女別フロア、個室化を可能な限りすすめる。

ウ 一時保護所で生活する児童に、しつかり寄添い安心して暮らせる支援ができるよう人員体制と生活環境を整える。また、乳幼児の遊びや生活習慣、学齢期の児童の学習権を保障するために教員等も確保する。

④ 児童相談所は各区の地域みまもり支援センター等と連携し、引続き後方支援の役割を担う。区役所の体制変更によりうまれている地域連携担当の負担軽減を図る。

⑤ 18歳までの子どもの子育てや養育に関する相談を受ける児童家庭支援センターを、市内で唯一未設置となっている高津区に整備する。

⑥ 里親の増員をはかるとともに、里親への支援を行う。

(八) どの子にも安心して過ごせる放課後対策を

1 自主学童保育について

① 「学童保育」と「わくわくプラザ事業」を個別の事業として位置付ける。国に対してわくわくプラザと同様、営利を目的としない自主学童保育も国庫補助の申請を行う。

② 民間自主学童保育事業所が「川崎市放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例」に則って果たしている役割に鑑み、少なくとも条例を遵守するためにかかる費用（面積基準を守るための引越し費用や家賃、施設改善にかかる費用、放課後児童支援員の増員にかかる費用、研修費用等）への助成を行う。

③ 川崎市新型コロナウイルス感染症対策事業補助金を今後も実施する。

2 「わくわくプラザ」事業の改善について

① 放課後児童支援員は「わくわくプラザ」のスタッフと兼務ではなく「専任」として配置する。また、県の研修にあたっては、業務として位置づけ、賃金の保障を行う。

② 「学童保育事業」を実施する専用室を「わくわくプラザ事業」実施スペースとは区別し、基準に見合うように整備する。また、支援の単位について、定期利用登録児童数を基本に「専用室」を確保する。

- ③ 利用者の声が運営に反映されるように
ア 「子ども運営会議」「保護者懇談会」を充実し、その内容について利用者知らせる。
イ 利用している子どもや保護者がスタッフの対応や運営の問題点などについて意見がいえるよう、プライバシーに配慮した市独自の相談窓口を設置する。
 - ④ おやつについて
ア メニューを補食としてとらえ、内容を充実し全員に提供する。地元の食材なども使用した手作りおやつなどを取り入れる。
イ おやつ代については公費助成を行い、保護者の負担軽減を行う。被保護世帯における対応だけでなく就学援助を受けている世帯についても免除する。
 - ⑤ 障がい児の利用がある場合には、障がいの程度に合わせて職員の加配を行う。また障害に合わせた対応ができるよう専門的知識を有した職員の配置を市の責任で行う。少なくとも、各区に1名以上の巡回指導員を配置する。居場所の確保も行う。
 - ⑥ 施設が2階以上であり、階段を利用しなければならない施設は車いす等の利用が可能ないように、バリアフリー対策を行う。
 - ⑦ 18時から19時の時間に学習の支援を行う「子育て支援・わくわくプラザ」は個別の事業とせずに利用者負担を無料にする。
 - ⑧ スタッフ体制については、正規職員の複数配置を基本とし職員の専門性を高める。サポーターの時給を市の最低報酬下限額に張り付いた水準から引き上げ、経験年数に応じた賃金体系にできるよう改善する。
- 3 こども文化センターの環境の改善を図る
- ① 老朽化した建物の施設整備を進め、地域要望を踏まえた計画を策定する。単独館を原則にし、建て替え等を行う施設などではバリアフリー化や再生可能エネルギーの利用を進める。
 - ② 図書・遊具、小破修繕などの予算を増やす。
 - ③ イベントの予算を確保し、子どもたちの興味や関心に合わせた企画を充実するよう指導する。
 - ④ 音楽室の個所数を増やす。

⑤ 中学生や高校生がこども文化センターを利用しやすくできるように体制整備を行う。

4 学童保育等職員の待遇改善を進める

① 多くが非正規雇用となっているわくわくプラザとこども文化センターの職員・スタッフの処遇改善に力を尽くす。最低賃金と市の特定業務委託の作業報酬下限額に張り付いている賃金を上げられるように、指定管理費の増額などの対応を行う。

② 自主学童保育の職員・スタッフの処遇改善が行えるよう、支援を検討する。

③ 国に対し、補助単価を改善し指導員の処遇改善につながる仕組みをつくることを要望する。

(九) 子どもの貧困対策を抜本的に強め、安心して過ごせる居場所づくりを進める

1 支援の体制強化と居場所づくり

① こども未来局に、全庁横断的に子どもの貧困対策をとりまとめ、推進する部署を設置する。せめて当面は現在担当している企画課の人員体制を強化する。

② 子どもの貧困に対応する『アウトリーチ支援』を強化するために

ア 地域みまもり支援センターに配置されている保健師、助産師、社会福祉職、心理職、栄養士、歯科衛生士、保育士、教育関連職員等の専門職を増員し体制を構築する。

イ スクールソーシャルワーカーを増員し中学校単位で配置する。スクールソーシャルワーカーのリーダーを正規職員として配置する。経験の浅いワーカーが学校現場で力を発揮できるようスーパーバイザーを常駐させる。賃金の引き上げなど処遇改善を行う。

③ 地域子ども子育て活動支援事業について、事業者が地域に根ざした居場所づくりの活動が継続できるよう補助金を増額し、今後は箇所数を増やす。

④ 南部地域に、こどもの権利条例を具現化する「こども夢パーク」のような施設を整備する。

2 経済的支援の強化

- ① 就学援助制度の基準額を大幅に引き上げる。
- ② 就学援助世帯にとって特に高額な中学校の修学旅行費の積立をなくし、市が旅行代理店に直接支払う。
- ③ 高校奨学金の成績要件を撤廃し、希望した生徒が全員受けられるような制度とする
- ④ 市独自に返済不要の給付型大学奨学金制度を創設する。大学奨学金の貸与枠を拡大する。
- ⑤ ひとり親家庭の特別乗車証交付事業を再開する。民営バスにも使えるようにする。交通費助成制度について、償還払いではなく現物給付とする。
- ⑥ 生活保護世帯の子どもが大学、専門学校へ進学する際、世帯分離が行われ生活保護費が減額される。生存権の保障と学問の自由の観点から減額分相当の支援を行い、国に是正を求める。

3 児童養護施設について

- ① 入所者が社会的自立を果せるよう、最大22歳まで児童養護施設等で就労や生活に関する相談支援等を受けながら、生活するための必要な居住費・生活費を支給する「社会的養護自立支援事業」(国庫補助1/2)を、さらに充実させる。
- ② 退所者等に市営住宅の空き部屋を低廉な家賃で提供する制度を創設する。自立に向けた住居設定費用の助成等を行う。
- ③ 自立に向けた準備の取組やアフターケアを行う「自立支援コーディネーター」を常勤配置し、進学や就職に向けてのサポートや退所後の生活支援を行う。

第二章 一人ひとりの子どもたちが大切にされ、すべての子どもたちの成長・発達を支える教育の実現のために

子どもの個人の尊厳を尊重した、子どもの声にいていねいに応える教育でこそ、子どもたちは豊かに育ちます。その